

固定資産評価額	平成23年度まで	→	平成24・25年度	→	平成26年度以降
負担水準(%)	特例率 (1/6又は1/3)		特例率 (1/6又は1/3)		特例率 (1/6又は1/3)
本則課税標準額 (本来の課税標準額)	100 前年度の課税標準額が当年本則課税標準額の80%以上の場合、前年度課税標準額に据え置き	▲課税標準額が、今年度課税標準額の90%を上回る場合は、90%になる。 課税標準額 = 前年度課税標準額 + 当年評価額 × 特例率 × 5%	前年度の課税標準額が当年本則課税標準額の90%以上の場合は、前年度課税標準額に据え置き	▲課税標準額が、今年度課税標準額の100%を上回る場合は、100%になる。 課税標準額 = 前年度課税標準額 + 当年評価額 × 特例率 × 5%	
90					
80					
70					
60					
50					
40					
30					
20					
10	▲課税標準額が、今年度課税標準額の20%を下回る場合は、20%になる。				
0	▲課税標準額が、今年度課税標準額の20%を下回る場合は、20%になる。				